

公 示

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業に係る企画競争参加者は、下記要領により企画提案書を提出されたく、募集する。

記

1 委託事業名

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業

2 事業実施の目的及び内容

(1) 事業目的

近年、地政学的リスクの高まりや物価高騰等を背景として、国民の生活・経済状況が不安定化する中、食品アクセス問題は深刻化・広域化している。「食料・農業・農村基本計画」では、国民一人一人の食料安全保障の確保に向け、フードバンク活動団体の食品取扱量の拡大を目標として掲げている。他方、従来フードバンクへの食品寄附の主要な担い手であった食品関連企業では、需要予測の高度化等に伴い余剰食品の発生が減少しており、フードバンクへの寄附量は減少傾向にある。

一方、農業生産段階では、出荷規格外品の廃棄や、外葉除去などの調製作業によるほ場内廃棄など、食品として活用可能な農産物が相当量存在すると考えられる。とりわけ中国・四国地域は、中山間地域・島嶼部など条件不利地域の割合が全国有数であり、小規模多品目生産を主体とする農業者が多い地域的特性を持つ。

しかしながら、農業者（供給側）が未利用農産物の提供に踏み切れない理由・障壁の実態については、これまで農林水産省・農政局いずれにおいても体系的な調査が行われておらず、既存データを活用できる状況にない。

このため、中国・四国地域の農業者を対象として、未利用農産物の発生実態及びフードバンク等が行う食支援への提供に係る意識・意向をアンケート調査等により定量的に把握し、供給側に存在する障壁（ロジスティクス・意識・制度等）を類型化することにより、未利用農産物を食支援につなげるための政策立案の基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 事業内容

ア アンケート調査票の企画・設計及び有識者検討会の実施

イ アンケート調査（郵送・Web 併用、対象者 5,000 名程度、中国四国地域内から2地域で実施）及び対面聞き取り調査（10 件）並びに既に食支援を実践している優良事例2～3例のヒアリングの実施）

ウ データの分析・考察及び報告書等の作成（優良事例の実態レポートを含む。）

3 予算額（委託費の限度額）

予算額（契約限度額）は 12,953 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を予定している。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（水）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

5 応募資格

（1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域が「中国」又は「四国」の競争参加資格を有する者。

（4）農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 17 日付け 26 経第 879 号大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

6 応募要領の配布期間及び場所

（1）配布期間：令和 8 年 8 月 27 日（木）～令和 8 年 9 月 11 日（金）

（2）配布場所：中国四国農政局のホームページ

(<https://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/itaku/index.html>)

なお、本案件に係る資料は、紙配布は行わないので注意すること。

7 応募に係る説明会の開催について

（1）開催日時：令和 8 年 9 月 2 日（水） 13 時 30 分～

（2）開催方法：Web 会議形式

（3）説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（応募要領 別紙様式第 1 号）を令和 8 年 9 月 1 日（火）正午までに、応募要領の第 17「応募・照会窓口」に記載のメールアドレスへ提出すること。

（4）説明会への出席の有無は、5 の応募資格とはしない。

8 参加表明書及び提出書類に関する事項

提出期限：令和 8 年 9 月 11 日（金）正午必着とする。

詳細は、「応募要領」によるものとする。

9 その他

本事項に記載のない事項は、「応募要領」によるものとする。

また、応募要領に定めのない事項については、10「照会等窓口」に照会すること。

10 照会等窓口

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1－4－1 岡山第2合同庁舎

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課

電話番号：086-224-4511

メールアドレス：foodaccess-chushi/atmark/maff.go.jp

（注）スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

以上公示する。

令和8年8月27日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長
郷 達也

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧下さい。
- 2 農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。